

KNC NETWORK NEWS

2017年12月16日 発行

経営一言:大けがで知った諦める楽しさ。「5年先のことを計画したって、人生は思い通りににはならないと思ったら、自由になれた」 (建築家 隈 研吾氏)

一 所長コメント:諦めることは気付くこと。気付くことは目覚めること。目覚めることは悟ることです。何事も人事を尽くして天命を待つ心掛けが大切です。-



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事:ビットコイン、取引シェア日本4割

代表的な仮想通貨であるビットコインの取引で日本の存在感が高まっている。10~11月は世界の取引の4割を日本円建てが占め、米ドルを超えて世界最大のシェアを握った。仮想通貨が決済手段として法的に認められ、値上がりを狙う個人マネーが流入している。価格が高騰する中で借り入れで取引金額を膨らませる投機的な動きもめだつ。ただ投資家保護の整備は遅れている。借入金を活用して手元(証拠金)を上回る取引ができるレバレッジ取引を使う個人も多い。

相続時精算課税の注意点 《相続》

毎年110万円ずつしか非課税で渡せない暦年贈与に対して、2500万円まで贈与税負担を生じさせずに財産を渡すことができる「相続時精算課税」。税負担を抑えながら子や孫に資産を引き継げる方法として検討した人も多いはず。この相続時精算課税について、「2500万円までの贈与が非課税になる」と説明されることもありますが、厳密に言えばこれは正確ではありません。より細かく言うなら、「2500万円までの贈与について『贈与税』が非課税になる」が正しいのです。

どういうことかと言いますと、相続時精算課税を使って贈与した2500万円については、贈与税を課されることはありません。ですが将来的に相続が発生した時には、すでに渡した2500万円は相続財産に戻されて相続税を計算されてしまうのです。その上で、すでに納めた贈与税額があるなら相続税額と差し引きし、足りなければ不足分を納付し、余っていれば還付を受けられます。つまり生前贈与した2500万円については、非課税になったわけではなく、相続の時まで課税の「繰り延べ」をしたに過ぎないということです。単純に「非課税枠が2500万円」と考えていると、いざ相続が発生した時に損をする可能性があります。

経営管理者の読書習慣 《経営》

哲学者の三木清は、「学生の時代に読書の習慣を作らなかった者は恐らく生涯読書の面白さを理解しないで終わるであろう」と言っています。勤労者であれば平社員の時代に読書の習慣を身に付けておかないと、管理職や社長になっても読書の効用をうまく活かせないかもしれません。

さて、経営管理者はどんな時に真剣かつ深刻な読書をするのでしょうか。例えば、事業不振・重大トラブル・病気等の悩みの解決策を探ったり、仕事上の技術知識や情報を収集等の場合でしょう。一般に、真剣な読書は人の性格や読書習慣のレベルによって効用が大きく違います。元々読書習慣が無い人の多くは、解決の為だけに読書して解決後は全く読まない可能性があります。ある程度の読書習慣がある人は、解決後にその効用や面白さに目覚めて、本格的に読書習慣が付く人もいます。やはり、早くから読書習慣を付ける事が得策です。経営管理者は、次のような心掛けが有効でしょう。(1)定番は、定期的に本屋や図書館に行って本を身近に感じる(2)情報収集をネットだけに頼らず、関連の本を読んでみる(3)本代一定額を予算化する。気軽に購入出来るようになる(4)読書ノートを用意して、読書記録を残す。修養の励みにもなる。

マイカー出勤者、最高控除額は3万1600円 《税務》

所得税が課税される給与所得には、いわゆる「基本給」だけではなく、残業手当、休日出勤手当、職務手当、住宅手当などの「手当」も含まれます。その例外が、一定額を限度とした通勤手当や宿直(日直)手当、移動に通常掛かる費用を限度とした転勤手当や出張手当で、これらは一定の額までは非課税となっています。

このうち通勤手当は、電車やバスなどの公共交通機関を利用している人であれば「最も経済的かつ合理的な経路・方法で通勤したときの定期券の額」までが非課税になります。グリーン車を使っただけでできるだけ快適に通勤したいという人もいるでしょうが、残念ながらグリーン料金は非課税枠に含まれません。

これに対してマイカーや自転車で通勤している人は、家から会社までの片道の距離を基準として非課税額が決まります。2キロ未満だと全額課税対象ですが、2キロ以上10キロ未満なら1カ月あたり4200円、10キロ以上15キロ未満なら7100円などと決められています。最も高額な控除額は3万1600円で、片道の距離が55キロ以上の時に適用されます。ガソリン代や車のメンテナンス代、高速道路の利用料金、そしてこの非課税額を踏まえ、マイカーで通勤するか否かを決めます。

この非課税限度額を超えて通勤手当を支給すると、その超える部分の金額が給与として課税されます。会社はその通勤手当を支給した月の給与に上乗せして源泉徴収をしなければなりません。

役員が別の会社にも勤務、「年末調整不要」 《税務》

配偶者控除などの控除を受けるための「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、複数の会社に提出することができないため、2か所以上の会社に勤めている人は提出先を選択することになります。年末調整はこの申告書を受け取る会社が行い、それ以外の会社は手続不要になります。

複数の会社に勤めている人は、一般的に勤務時間が長く給料が多い会社に「給与所得の扶養控除等(異動)申告書」を提出します。源泉徴収税額を計算する際の「税額表」は、給料額が多い会社は「甲欄」で、そうでない会社では「乙欄」を使います。

また、給与収入が2千万円を超える人には確定申告をする義務があるので、会社はその人の年末調整をする必要はありません。